

大分市中小企業見本市等出展事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の販路拡大及び自立的発展の促進を図るとともに、本市の産業振興に資することを目的とし、見本市等に出展する市内の中小企業者に対して交付する大分市中小企業見本市等出展事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 発行済株式の総数の2分の1以上を同一の大企業（中小企業以外の企業をいう。以下同じ。）が所有し、又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が出資している者

イ 発行済株式の総数の3分の2以上を大企業が所有し、又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が出資している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 見本市等 取引先及び事業提携先の開拓並びに受発注の機会の確保を目的として開催される見本市、展示会、博覧会等（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを含む。）をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア その場で小売することを主目的としたもの

イ 出展者の募集が広く一般に公開されていないもの

ウ 大分市内又は国外で開催されるもの

エ 開催の目的が事業者との商談でないもの

オ 特定の顧客を来場対象とするもの

カ その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

- (1) 市内に事業所（法人以外の者にあつては、住所）を有していること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 市内で継続して1年以上事業を営んでいること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が見本市等へ出展する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、次の各号のうち本市又は国、県その他機関から同様の趣旨の他の補助金等を受ける項目については、補助の対象から除くものとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 商品運搬費
- (4) 光熱水費
- (5) 印刷物作成料
- (6) 出展料（小間料）
- (7) 小間装飾費

(8) 備品借上料

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、当該年度において50万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(計画の事前認定)

第6条の2 補助金の交付を受けようとする者（当該年度の4月又は5月に開催される見本市等へ出展しようとする者に限る。以下「計画認定申請者」という。）は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定を受ける前に補助対象事業に着手する必要があるときは、大分市中小企業見本市等出展事業計画事前認定申請書（様式第1号）に次条第1項各号に掲げる書類を添えて、当該年度の前年度の2月1日から3月31日までの間であり、かつ、見本市等の開催初日の2月前までに市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その計画を認定し、大分市中小企業見本市等出展事業計画事前認定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、前項の規定による計画の認定に当たっては、あらかじめ第16条の規定により設置する大分市中小企業見本市等出展事業選考委員会の意見を聴くものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、出展する見本市等の開催初日の2月前（前条第2項の規定による計画の認定を受けた者（以下「計画認定者」という。）にあっては、開催初日の前日）までに大分市中小企業見本市等出展事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、計画認定者は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

(1) 事業予算書（様式第4号）

(2) 3月以内に発行された法人登記事項証明書の写し（申請者が法人である場合に限る。）

- (3) 会社概要を明らかにした書類（申請者が法人である場合に限る。）
- (4) 最新の決算報告書の写し（申請者が法人である場合に限る。）
- (5) 3月以内に発行された住民票の写し（申請者が法人以外の者である場合に限る。）
- (6) 最新の確定申告書又は市民税・県民税申告書の写し（申請者が法人以外の者である場合に限る。）
- (7) 見本市等の開催要項等
- (8) 見本市等出展概要書
- (9) 誓約書
- (10) 3月以内に発行された市税完納証明書の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、同一年度において複数回することができる。ただし、当該年度において交付の決定を受けた補助金の総額が50万円に達しているときは、この限りでない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市中小企業見本市等出展事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の決定を行うに当たり、あらかじめ第16条の規定により設置する大分市中小企業見本市等出展事業選考委員会の意見を聴くものとする。ただし、計画認定者については、この限りでない。

（補助対象事業の内容変更）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市中小企業見本市等出展事業補助金変更申請書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更のうち、補助対象経費の20パーセント以内の増減につい

ては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは変更を承認し、大分市中小企業見本市等出展事業補助金変更承認通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、前項の承認を行うに当たり、あらかじめ第16条の規定により設置する大分市中小企業見本市等出展事業選考委員会の意見を聴くものとする。ただし、変更の内容が軽易なものであるときは、この限りでない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了した日の翌日から起算して60日を経過する日又は第8条第1項の規定による通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに大分市中小企業見本市等出展事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業決算書(様式第9号)
- (2) 収支を証明する書類
- (3) 出展風景(写真)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市中小企業見本市等出展事業補助金交付額確定通知書(様式第10号)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市中小企業見本市等出展事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 法令又はこの要綱若しくは市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(検査)

第15条 市長は、補助金の適正な交付及び執行を確保するため、補助金に係る事業の内容、事業実績等について検査をすることができる。

(大分市中小企業見本市等出展事業選考委員会)

第16条 第6条の2第2項の規定による計画の認定、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定及び第9条第2項の規定による補助事業の変更の承認に関し意見を聴くため、大分市中小企業見本市等出展事業選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第17条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 金融関係者
- (4) 市の職員

(5) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第18条 参画依頼又は任命の期間は、3年を1期間とする。

2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長)

第19条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第21条 委員（第17条第2項第4号に規定する委員を除く。）及び前条第2項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(委員会の庶務)

第22条 委員会の庶務は、商工労働観光部創業経営支援課において処理する。

(委任)

第23条 第16条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市中小企業見本市等出展事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市中小企業見本市等出展事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の大分市中小企業見本市等出展事業補助金交付要綱様式第1号、様式第3号、様式第6号、様式第8号及び様式第11号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。